

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（財政課）	1
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）	3
○ と畜場に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	3
○ 調理師免許に関する手続を定める規則及び製菓衛生師免許に関する手続を定める規則を廃止する規則（同）	4
○ 兵庫障害者職業能力開発校運営規則及び兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）	4

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第10号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）のうち、兵庫県立兎和野高原野外教育センターの利便施設の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成25年4月1日とすることとした。

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

地方税法の一部改正により、延滞金の割合が見直されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

- 1 准看護師に係る免許に関する事務を関西広域連合に移管すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

●と畜場に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第13号）

と畜場法施行規則の一部改正により、と畜検査申請書に記載すべき事項が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●調理師免許に関する手続を定める規則及び製菓衛生師免許に関する手続を定める規則を廃止する規則（規則第14号）

調理師及び製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務を関西広域連合に移管することに伴い、次に掲げる規則を廃止することとした。

- 1 調理師免許に関する手続を定める規則
- 2 製菓衛生師免許に関する手続を定める規則

●兵庫障害者職業能力開発校運営規則及び兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第15号）

第9次兵庫県職業能力開発計画に基づき、離転職者、障害者等多様な主体の訓練ニーズ等に対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫障害者職業能力開発校及び兵庫県立神戸高等技術専門学院の訓練科目等について所要の整備を行うこととした。

規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第12号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表4の項1中「第1条第1項」を「第1条の3第1項」に改め、「第3条第1項」の右に「若しくは第2項」を加え、同項2中「第1条第2項、第3条第2項」を「附則第2項において準用する政令第1条の3第2項、第3条第3項」に改め、「(政令附則第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を削り、同項3中「第13条第2項」を「第12条第5項」に、「政令第6条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)」を「政令附則第2項において準用する政令第6条第2項」に、「政令第7条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)」を「政令附則第2項において準用する政令第7条第2項」に改め、同表19の項及び20の項を次のように改める。

19 削除	
20 削除	

本則の表21の項中「39の部(3)」を「39の部(6)の項」に改め、同表22の項中「40の部(1)の項ハ」を「40の部(4)の項オ」に改め、同表23の項中「40の部(2)の項ア」を「40の部(5)の項ア」に改め、同表24の項中「40の部(2)の項イ」を「40の部(5)の項イ」に改め、同表31の項及び32の項を次のように改める。

31 削除	
32 削除	

本則の表59の項中「限る。)」の右に「、環境条例第118条の5第1項、第118条の6及び第118条の8の規定による届出」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、本則の表22の項から24の項までの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。



と畜場に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

と畜場に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

と畜場に関する手続等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第81号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第14条第2項第3号中「特徴」の右に「(牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴)」を加える。

様式第7号中

「

獣畜の	種類	性別	品種	年令	特徴	産地	病歴	動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況	備考

個 体 調 査										

を
「

獸 畜 の 個 体 調 査	牛及び <small>とく</small> 犢 以外の <small>とく</small> 獸 畜		種類	性別	品種	年齢	特徴	産地	病歴	動物用医薬品その他こ れに類するものの使用 の状況	備考
牛 及 び <small>とく</small> 犢	性別	品種	月齡	出生 の年 月日	特徴	産地	個体 識別 番号	病歴	動物用医薬品その他こ れに類するものの使用 の状況	備考	

に改め、注2を注3とし、注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

- 1 個体識別番号とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定するものをいいます。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



調理師免許に関する手続を定める規則及び製菓衛生師免許に関する手続を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第14号

調理師免許に関する手続を定める規則及び製菓衛生師免許に関する手続を定める規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 調理師免許に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第2号）
- (2) 製菓衛生師免許に関する手続を定める規則（昭和42年兵庫県規則第37号）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



兵庫障害者職業能力開発校運営規則及び兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第15号

兵庫障害者職業能力開発校運営規則及び兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

(兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 1 条 兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 2 条中「第97条の 2」を「第92条」に改める。

第17条の見出し中「在職労働者に対する短期」を「臨時」に改め、同条第 1 項中「在職労働者」を「臨時に在職労働者等」に改め、「の職業訓練」の右に「（以下「臨時の職業訓練」という。）」を加え、同条第 2 項中「在職労働者に対する短期課程」を「臨時」に改め、同条第 3 項中「、在職労働者」を「在職労働者」に、「短期課程」を「臨時」に改め、「について」の右に「、第 5 条及び第 7 条から前条までの規定は在職労働者以外の者に対して行う臨時の職業訓練について」を加える。

別表短期課程の款〇A事務科の項中「6月」を「1年」に、「15人」を「20人」に改め、同款データベース管理科の項を削り、同款に次のように加える。

ビジネス実務科	6月	5人
---------	----	----

(兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款短期課程の項板金科の目中「30人」を「15人」に改め、同項印刷加工科の目中「10人」を「15人」に改め、同項デジタル画像処理科（DTP科）の目及び介護サービス科の目を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中兵庫障害者職業能力開発校運営規則別表短期課程の款にビジネス実務科の項を加える改正規定は、同年10月 1 日から施行する。